

## 石井町ホームページ広告掲載要領

### (目的)

第1条 この要領は、石井町広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第5条、第6条及び第19条の規定に基づき、石井町ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告の規格等)

第2条 広告掲載できる規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル、横170ピクセル

(2) 形式 GIF又はJPEG

### (広告の掲載位置及び掲載期間)

第3条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページ下部とし、広告の掲載期間は、原則として、1年単位とする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、申込期間等必要事項を定め、石井町ホームページ等により一般公募する。

### (広告掲載の申込)

第5条 バナー広告掲載を希望する者は、「石井町有料広告掲載申込書」（様式第1号）にバナー広告の原案を添えて申し込むものとする。

### (広告掲載の選定)

第6条 前条の申込みを受けた場合には、要綱及びこの要領の定めるところにより、広告掲載の可否を決定する。

2 予定枠数を超えて適正な申込みがあった場合には、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。

(1) 町内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

(2) 営利を目的としない法人又は私企業のうち公共性が高いもの

3 前項各号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

### (広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり年額40,000円(消費税含む)とする。

### (広告主の責務)

第8条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合、若しくは、当該ページ内のリンク先が、本要領又は当該ホームページ広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちに町に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに町に報告するものとし、町はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。